

令和3年度
足立区内部統制評価報告書

令和3年度 足立区内部統制評価報告書

足立区長 近藤弥生は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

足立区の内部統制の整備及び運用に責任を有する足立区長 近藤弥生は、「足立区における内部統制基本方針」（令和3年4月）を策定し、当該方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制の目的を阻害する全てのリスクを適時に発見することや、リスクの発現をゼロにすることは必ずしも可能とは言えないものの、区としては内部統制の各基本的要素を業務の中に落とし込み、かつ、一体的に機能するように対策を講じることで、内部統制の本来目的を達成し、区民の皆様から信頼される行政運営を行っております。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「足立区内部統制の指針 3（5）内部統制の評価」に基づき、「財務に関する事務」「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」につき内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

評価の結果、運用上の重大な不備を把握したため、足立区の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

- (1) 足立区障がい者福祉手当の誤支給については、支給要件の考え方の未統一により、支給対象外の者に長期間にわたり手当を支給し、区に多大な経済的な損失を与えました。現在は対象施設ごとに支給の判断基準を定め、統一的な取扱いに是正しました。
- (2) 契約事務において、法に照らして不適切な「内規」に基づき、競争入札の後、既契約事業者と特命随意契約を複数年契約していたことにより、公平な競争入札が行われず、経済的に広く区民が不利益を被りました。現在は「内規」を廃止し、令和4年6月に随意契約のガイドラインを作成しました。
- (3) 競争入札に係る予定価格の設定について、1者からの下見積価格をそのまま予定価格として設定していたことは競争入札の形骸化につながり、また、複数の所属で不適切な事務処理が行われていたことで、広く区や区民が不利益を被りました。現在は予定価格の調整を行っております。

なお、上記の不備については、再発防止策が引き続き適切に運用がされていることを確認するとともに、全庁への周知徹底を進めます。

令和4年7月21日

足立区長 近藤 弥生